

# ○国立大学法人埼玉大学国際本部国際開発教育研究 センター規程

〔平成24年6月21日  
規則第31号〕

改正 平成24.11.22 24規則48 平成27. 3.20 26規則85

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人埼玉大学国際本部規程第4条第2項の規定に基づき、国際開発教育研究センターに関し、必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 国際開発教育研究センターは、世界の平和と持続的な経済・社会の発展に寄与するため、教育・研究に関する企画・立案を行い、実施することを目的とする。

(業務)

**第3条** 国際開発教育研究センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国際的に活躍する開発人材を育成する、全学的な教育プログラムの企画・立案及びその実施
- (2) 開発に関する調査・研究
- (3) その他国際開発教育研究センターの目的を達成するため必要な事項

(組織)

**第4条** 国際開発教育研究センターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) 特任教員
- (5) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

**第5条** センター長は、センターの専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

**第6条** 専任教員の採用、昇任等に関しては別に定める。

(兼任教員)

**第7条** 兼任教員は、教育学部、人文社会科学研究科及び理工学研究科に所属する教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(特任教員)

**第8条** 特任教員は、学外者から、学長が委嘱する。

2 特任教員は、非常勤とする。

(運営委員会)

**第9条** 国際開発教育研究センターに運営委員会を置き、センター長、専任教員、兼任教員、その他国際本部長が必要と認めた者で構成する。

2 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 国際的に活躍する開発人材を育成するための、全学的な教育プログラムの企画・立案及びその実施

(2) 開発に関する調査・研究

(3) その他国際開発への貢献に関し必要な事項

(事務)

**第10条** 国際開発教育研究センターの事務は、国際室において処理する。

(雑則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、国際開発教育研究センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24.11.22 24規則48)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成27. 3.20 26規則85)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。